

質問回答書（その３）

件名：第８期焼津市公共施設高压電力包括需給

番号	質問	回答
1	【燃料費調整について】 仕様書３．（２）に「当該地域管内のみなし小売電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。」と記載があり、また、契約書（案）第８条２項（３）には「焼津市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずる単価を用いて以下の算式により算出する。」との記載があり、燃料費調整についての記載文に相違がございます。 一般送配電事業者（中部電力パワーグリッド株式会社様）の最終保障供給約款で定める燃料費等調整額、みなし小売電気事業者（中部電力ミライズ株式会社様）の標準供給条件（基本契約要綱（高压））のどちらを適用とするのかご教示いただけますでしょうか。	契約書（案）に記載の、一般送配電事業者に準ずる単価を適用してください。 記載の相違、申し訳ありませんでした。
2	【燃料費（等）調整単価について】 （１のご回答で適用となる燃料費調整について） みなし小売電気事業者、または一般送配電事業者の約款に基づく単価を採用する場合、公告日・入札時・供給開始日等、どの時点の約款を対象にすると想定されていますでしょうか。	契約時点の約款を対象とする想定です。
3	【燃料費（等）調整単価の請求書表示について】 （１のご回答で適用となる燃料費調整について） 弊社が落札となった場合、みなし小売電気事業者、または一般送配電事業者が公表している燃料費調整単価とその他調整額（市場価格調整単価等）を合算して燃料調整費単価として請求書に記載いたしますが、ご了承いただけますでしょうか。	承知しました。

4	【政府の電気料金支援について】 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承くださいませでしょうか。	承知しました。
5	【請求書の送付方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEBページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。	詳細につきましては協議により決定させていただきます。
6	【請求書の発行について】 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承くださいませでしょうか。	承知しました。
7	【契約電力について】 現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。 また現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 （頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）	契約電力は令和7年4月時点でのものとなります。 契約電力500kW以下の施設では大きな差異はないものと思われます。 契約電力500kW以上の2施設では変更はありません。
8	【計量日について】 現在の計量日をご教示ください。	毎月1日（午前0時）です。
9	【電力供給会社について】 現在の電力供給会社をご教示ください。	岐阜電力株式会社です。
10	【料金の請求について】 弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書	承知しました。

	を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。	
11	【みなし小売電気事業者独自のお値引きについて】 みなし小売電気事業者が独自に設定しております負担軽減策（燃料費調整単価からのお値引き）については、弊社では適用出来かねます。ご了承いただけますでしょうか。	承知しました。